



® 平成 29 年 7 月 27 日 (木)

No. 14495 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

● 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [151] (1)

☆注目著作権判例紹介 [79] (10)

☆ [随筆] グループ・シンク問題 (12)

弁理士の眼

151

意匠権侵害事実の告知・流布の不正競争行為差止等請求事件

—大阪地裁平成28(ワ)5104・平成29年6月15日(21民部)判決<請求認容>—

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木 理一

[キーワード] 意匠の類似・利用、意匠権侵害の警告、虚偽事実の告知・流布(不競法2条1項15号)、意匠権の効力(意匠法23条本文)

[主 文]

1 被告は、別紙原告商品目録記載の商品の販売が

意匠登録第1540828号意匠権を侵害するとの事実を告知し、又は流布してはならない。

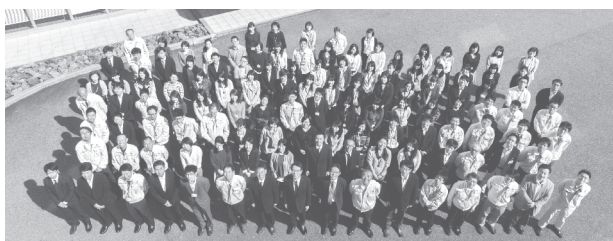
2 被告は、原告に対し、55万円及びこれに対する平成28年2月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 原告のその余の請求を棄却する。

4 訴訟費用はこれを6分し、その1を被告の負担



特許検索競技大会 2016
団体の部：2連覇達成！
個人の部：最優秀賞 受賞



情報を推進力に



知的財産権の調査・解析・外国出願および技術翻訳
企業実務に精通したプロ集団

トヨタテクノカレッジベロダメント株式会社

お問合せ先 IP事業本部 矢野 Tel 0565-43-2931 Fax 0565-43-2980

とし、その余を原告の負担とする。

- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

【事案の概要】

本件は、被告による原告取引先に対する、別紙原告商品目録記載の商品（以下「原告商品」という。）の販売が意匠権侵害となる旨警告する書面の送付行為が、原告に対する不正競争防止法2条1項15号所定の不正競争に該当すると主張して、原告が被告に対し、同法3条1項に基づき同行為の差止めを求めるとともに、同法4条に基づき、これにより原告に生じた損害合計330万円及びこれに対する不正競争が行われた日の後である平成28年2月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

- 1 判断の基礎となる事実（当事者間に争いがない事実並びに後掲の各証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告（コモライフ株式会社）は、生活用品の企画、製造、販売等を業とする株式会社である。

イ 被告（株式会社フェリシモ）は、衣服、雑貨等の販売を業とする株式会社である。

ウ 生活協同組合コープP（以下「コープP」という。）は、原告製造に係る商品を取り扱っている生活協同組合である。

(2) 原告商品

ア 原告は、平成27年8月から原告商品の製造、販売を開始した。

イ 原告商品は、手洗器付きのトイレタンのボウル部分への汚れの付着等を防ぐために、同ボウル部分の表面に敷いて使用するポリプロピレン製のシートであり、その意匠は別紙原告意匠の正面図のとおりである（以下「原告意匠」という。）。

また、その基本的構成及び具体的構成の構成態様は別紙対比表の原告意匠欄記載のとおりである。

(3) 被告の意匠権

被告は、次の意匠権（以下「本件意匠権」と

いい、その登録意匠を「本件意匠」という。）を有しており、本件意匠の願書に添付した図面は、別紙意匠図面のとおりである。また、その基本的構成及び具体的構成の構成態様は、別紙対比表の本件意匠欄記載のとおりである（甲3）。

登録番号	意匠登録第1540828号
出願番号	意願2015-8886
出願日	平成27年4月20日
登録日	平成27年11月27日
意匠に係る物品	手洗器付トイレタンのボウル用シート

意匠に係る物品の説明 本物品は、使用状態を示す参考図に示すように、手洗器付トイレタンのボウルに取り付け、ボウルの表面への埃、水垢等の付着を防止することができる使い捨てシートである。本物品は、柔軟性を有する合成樹脂製である。本物品を手洗器付トイレタンのボウルに取り付けるときは、例えば、本物品の裏面を湿らせてボウルの表面に密着させる。

意匠の説明 本物品は、透明材質である。裏面図は、表面図と同一に表れるため省略する。

(4) 被告による告知行為（本件告知行為）

ア コープPが、平成28年1月頃に組合員向けに発行した注文書回収日を同月23日まで、配達予定日を同月26日からとする宅配カタログ「めーむ くらし編1月2回」（以下「本件カタログ」という。）には、原告商品が取扱商品として掲載されていたが、同所には原告商品名の製造メーカー名の記載はなく、また原告商品について「店舗では購入できません」との記載があった（甲10）。

イ 被告は、平成28年1月25日頃、上記カタログに接し原告商品を発見し、同月27日頃、コープPに対して下記記載を含む「通知書」と題する書面（以下「本件通知書」という。）を送付した（甲4、以下、これを「本件告知行為」という。）。

記

「貴組合商品に係る意匠は、全体が四隅を丸めた長方形のシート状であって、中央部に貫通孔を形成した態様において弊社の意匠権